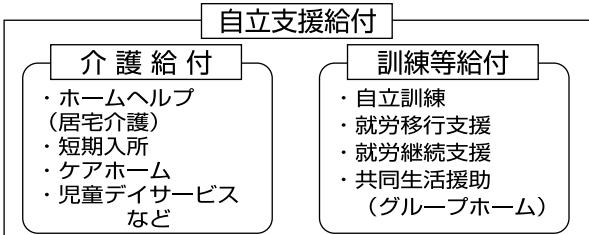


はじまります 障害者自立支援法

【表1：自立支援給付】



【表2：自立支援給付の費用負担の種類】

	施設に入所している場合			グループホームを利用している場合		通所・ホームヘルプサービスを使う場合	
内容	人的 サービス	食費・ 光熱水費	医療費・ 日常生活費	人的 サービス	食費・ 光熱水費	人的 サービス	食費など ※通所のみ
負担	定率負担 (減免有)	実費負担 (減免有)	実費負担 (医療費は健康保険)	定率負担 (減免有)	実費負担	定率負担 (減免有)	実費負担 (減免有)

【表3：所得段階ごとの負担上限額の設定】

区分		月額の上限
生活保護	生活保護世帯に属する方	0円
低所得1	町民税均等割非課税世帯であって、障害者または障害児の保護者の収入が80万円以下（障害基礎年金2級相当）である世帯に属する方	15,000円
低所得2	町民税均等割非課税世帯である世帯に属する方	24,600円
一般	町民税課税世帯に属する方	37,200円

●自立支援医療とは、①精神障がい者通院医療費助成（精神保健福祉法）、②更生医療（身体障害者福祉法）、③育成医療（児童福祉法）が1つの制度になつたものです。

負担上限額の段階

負担上限額の段階

『自立支援医療の場合』

定率負担では、その利用者本人の属する世帯の収入により4つの区分があります。（表3）世帯の課税状況などが必要ですので、申請は必ずして下さい。

● **自立支援給付の場合**
自立支援給付には、ホルプや短期入所、自立訓練が含まれます。（表1）
（種類）（表2）
①施設入所している場合

◎平成18年4月から障害者自立支援法により、利用者負担が廃わります。

利用者負担のしくみ

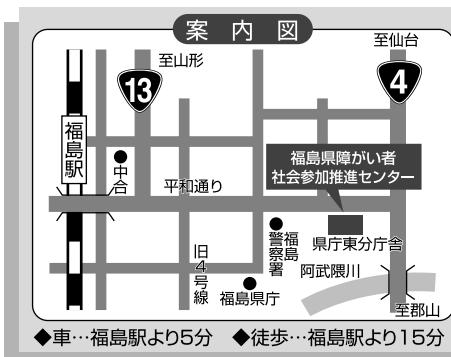
『人的サービス』に関する、定率負担(※)になり、「食費・光熱水費」と「医療費など」が原則として実費負担(※)になります。

②グループホームを利用している場合

『人的サービス』に関する、定率負担(※)になり、「食費・光熱水費」が原則として実費負担(※)になります。

【表4：自立支援医療の負担上限額】

所得区分	生活保護世帯	町民税非課税世帯		町民税課税世帯		
		本人の収入が80万円以下	本人の収入が80万円以上	所得割2万円未満	所得割20万円未満	所得割20万円以上
負担上限額	0円	2,500円	5,000円	原則1割 (健康保険の自己負担限度額)		対象外
				重度かつ継続の方(※)		
				5,000円	10,000円	20,000円



福島県障がい者社会参加推進センター（福島県庁東分庁舎）
☎ 024-5280-7110
(専用ダイヤル)

●相談先
相談は、すべて無料・極秘
扱いですので、安心してご相
談ください。

【専門相談】相続・財産・契約・人権問題などを弁護士が対応します。

相談内容は2種類あります。
【一般相談】日常生活の心配
「」とや悩みなどを専門相談員
がおこないます。

悩み・心配」と・困り」と
などありませんか? 福島県障
がい者社会参加促進センター
では、『障がい者110番』
を行っています。

障がいを持つ方やその家族、関係者の方々へ